県内の介護保険施設等の利用料調査結果

1 調査の概要

(1)調査の目的

特別養護老人ホーム等の施設へ入所した場合に、1月当たりに必要となる利用者負担額の総額(概算)を示すことによって、入所を希望する方などの参考にしていただくことを目的として、調査を行いました。

(2) 調査期間

平成 23 年 1 月 5 日~平成 23 年 1 月 24 日

(3) 調查方法

調査票による回答(調査依頼をメール配信)

(4) 調査対象 (平成23年1月5日現在)

種別	施設数
特別養護老人ホーム	1 9 7
老人保健施設	9 9
介護療養型医療施設	3 8
特定施設(有料老人ホーム等)	8 3
認知症グループホーム	2 9 5
計	7 1 2

(5) 調查項目

- ① 居住費(第4段階)
- ② 食費 (第4段階)
- ③ その他日常生活費等(各施設で、平成22年12月に利用者の半数以上から徴収したもの)
- ④ 入居一時金(特定施設、認知症グループホームに限る。)

(6) 有効回答数 543施設

(7) 有効回答率 76.3%

この結果は、あくまで調査の対象とした平成22年12月における利用者負担額の概算であり、特に介護保険以外の費用については随時変動があるものですので、あくまで目安として考えてください。また、これ以外にも利用者が個人的に購入するものについては、別途徴収されるものもありますので、より具体的な費用については、各施設へご相談ください。

【用語の説明等】

利用者負担額の総額(概算)

- = 介護サービス費等の一割負担額 + 居住費 + 食費 + 日常生活費等
- ・食費、居住費について、利用者は施設等との契約に基づく額を負担します。 ただし、低所得者には負担限度額が設けられており、限度額を超えた分は支払いが免除されます。

利用者負担段階	対象となる人
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方
第2段階	住民税が非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が
	年額で合計 80 万円以下の方
第3段階	住民税が非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が
	年額で合計 80 万円超の方
第4段階	上記以外の人

- 一割負担額 介護保険のサービスを受けた方は、介護報酬の対象となるサービス費用の1割を負担します。
- 居住費 家賃に相当する額で、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設では、利用者負担段階ごとに、標準となる負担額が定められています。特定施設、認知症グループホームでは、施設によって負担額が決められています。
- 食費 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設では、 利用者負担段階ごとに、標準となる負担額が定められています。特 定施設、認知症グループホームでは、施設によって負担額が決めら れています。
- 日常生活費等 上記の費用以外に、個人的に使用する歯ブラシやタオル等の 日常生活費や、理美容代、教養娯楽費等については、利用者の 希望によりその実費相当額を支払うことになります。